

表題部 (土地の表示)		調製	平成10年10月8日	不動産番号	1211000182873
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	池田市畑3丁目			余白	
①地番	②地目	③地積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1535番	宅地	222.24		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和59年2月13日 第2410号	原因 昭和58年7月26日相続 所有者 池田市畑3丁目12番11号 荒木栄一 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日
2	所有権移転	平成22年1月22日 第1753号	原因 平成21年4月9日相続 所有者 東京都品川区戸越5丁目1番5号 荒木貴彦
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成29年5月11日 第18359号	原因 平成29年4月24日住所移転 住所 大阪府池田市畑3丁目12番11号
3	所有権移転	平成29年11月28日 第43098号	原因 平成29年11月28日売買 所有者 大阪市港区波除2丁目4番2号 徳新建設株式会社
4	所有権移転	平成30年2月16日 第4590号	原因 平成30年2月16日売買 所有者 大阪市北区天神橋1丁目13番16号 株式会社 D A N O I
5	所有権移転	平成30年9月25日 第31970号	原因 平成30年9月25日売買 所有者 兵庫県宝塚市平井2丁目1番10号 株式会社 ニチゼン

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和62年8月31日 第23146号	原因 昭和62年8月31日設定 極度額 金5,250万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 池田市畑3丁目12番11号 荒木栄一 根抵当権者 大阪府池田市城南二丁目1番11号 株式会社 池田銀行 共同担保 目録<第8856号 順位7番の登記を移記

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日
2	1番根抵当権抹消	平成22年3月30日 第12949号	原因 平成22年3月30日解除
3	根抵当権設定	平成30年2月16日 第4591号	原因 平成30年2月16日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債権 債務者 大阪市北区天神橋一丁目13番16号 株式会社 D A N O I 根抵当権者 大阪市天王寺区上本町八丁目9番 14号 大阪信用金庫 共同担保 目録(2)第5203号
4	3番根抵当権抹消	平成30年9月25日 第31969号	原因 平成30年9月25日解除
5	抵当権設定	平成30年9月25日 第31971号	原因 平成30年9月25日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,300万円 利息 年1.00% (年365日日割計算) 損害金 年1.4% (年365日日割計算) 債務者 兵庫県宝塚市平井二丁目1番10号 株式会社 ニチセイ 抵当権者 兵庫県姫路市南駅前町110番地 播州信用金庫 共同担保 目録(2)第7970号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和3年1月25日
神戸地方法務局伊丹支局

登記官

高木里佳



表題部 (主である建物の表示)		調製	平成10年10月8日	不動産番号	1211000196788
所在図番号	[余白]				
所在	池田市畑三丁目 1535番地			[余白]	
家屋番号	1535番の1			[余白]	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
店舗・共同住宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	1階	87.60	2階	87.60
		3階	87.60	4階	87.60
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和59年11月2日 第20383号	所有者 池田市畑三丁目12番11号 荒木栄一 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成10年10月8日
2	所有権移転	平成22年1月22日 第1754号	原因 平成21年4月9日相続 所有者 東京都品川区戸越五丁目1番5号 荒木貴彦
付記1号	2番登記名義人住所変更	平成29年5月11日 第18359号	原因 平成29年4月24日住所移転 住所 大阪府池田市畑三丁目12番11号
3	所有権移転	平成29年11月28日 第43098号	原因 平成29年11月28日売買 所有者 大阪市港区波除二丁目4番2号 徳新建設株式会社
4	所有権移転	平成30年2月16日 第4590号	原因 平成30年2月16日売買 所有者 大阪市北区天神橋一丁目13番16号 株式会社 D A N o i
5	所有権移転	平成30年9月25日 第31970号	原因 平成30年9月25日売買 所有者 兵庫県宝塚市平井二丁目1番10号 株式会社 ニチゼン

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	昭和62年8月31日 第23146号	原因 昭和62年8月31日設定 極度額 金5,250万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 池田市畑三丁目12番11号 荒木栄一 根抵当権者 大阪府池田市城南二丁目1番11

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			号 株式会社池田銀行 共同担保 目録(ク)第8856号 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年10月8日
2	1番根抵当権抹消	平成22年3月30日 第12949号	原因 平成22年3月30日解除
3	根抵当権設定	平成30年2月16日 第4591号	原因 平成30年2月16日設定 極度額 金3,600万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 大阪市北区天神橋一丁目13番16号 株式会社 D A N O I 根抵当権者 大阪市天王寺区上本町八丁目9番 14号 大阪信用金庫 共同担保 目録(ト)第5203号
4	3番根抵当権抹消	平成30年9月25日 第31969号	原因 平成30年9月25日解除
5	抵当権設定	平成30年9月25日 第31971号	原因 平成30年9月25日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,300万円 利息 年1.00% (年365日目割計算) 損害金 年1.4% (年365日目割計算) 債務者 兵庫県宝塚市平井二丁目1番10号 株式会社 ニチペン 抵当権者 兵庫県姫路市南駅前町110番地 播州信用金庫 共同担保 目録(ト)第7970号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(大阪法務局池田出張所管轄)

令和3年1月19日

神戸地方法務局伊丹支局

登記官

高木里佳

